

自治公民館加入促進に係る条例制定について

1 条例制定の背景・目的

本市では、自治公民館が中心となって地域の防災、防犯、環境美化、健康福祉等の活動を自主的に運営し、市と協働して安心安全で住みよいまちづくりを推進するために活動を行っていますが、近年自治公民館に加入する市民が減少しており、その結果まちづくりへの影響が顕在化しつつあります。

このような状況を鑑み、自治公民館への加入及びその活動への参加に関し、市民、自治公民館、事業者、住宅関連事業者及び市等の役割を明らかにし、連携を図ることで地域住民が支え合いながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、もって協働のまちづくりの推進に寄与するよう自治公民館への加入及び参加を促進することを目的に倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例を制定するものです。

2 条例の概要

【市民の役割】

- ・ひとり一人が地域の一員であること、安全・安心な暮らしのために自治公民館が中心的な役割を果たしていることを理解していただき、自治公民館への加入や活動への積極的な参加に努める。

【自治公民館の役割】

- ・市民相互の交流、開かれた組織づくり、地域の担い手の育成などに努める。
- ・自治公民館活動の実施や活動への参加の呼びかけを通じて、自治公民館への加入促進に努める。
- ・市民に自治公民館活動に関する情報を提供するよう努める。

【事業者の役割】

- ・事務所が所在する地域の自治公民館活動への積極的な参加、協力（地域の防犯、防災、見守り活動、環境美化等）に努める。
- ・従業員が居住する地域の自治公民館活動に参加することへの配慮に努める。

【住宅関連事業者の役割】

- ・集合住宅等の入居予定者に対し、自治公民館への加入等の促進（チラシ配布など）に関する市の施策への協力に努める。
- ・住宅の建築等にあたり、当該住宅の入居予定者に、地域の自治公民館に関する情報の提供に努める。

【市の役割】

- ・自治公民館の果たす役割の重要性、必要性について、市民への広報・啓発活動を実施し、加入促進を行なう。
- ・自治公民館活動を促進するために必要な支援を行なう。
- ・自治公民館に関する施策の推進にあたっては、自治公民館の意見を尊重するよう努める。
- ・市職員の自治公民館活動への参加について配慮を行なう。
- ・市職員は積極的に自治公民館活動に参加するよう努める。

3 条例制定に向けて

【自治公民館への周知】

- ・13地区の館長会で説明を実施

【事業者への周知について】

- ・商工会議所を通じ、商工会議所だよりに掲載

【住宅関連事業者への周知】

- ・宅建協会の会合等の場で説明を実施

【市民からの意見について】

- ・パブリックコメントを実施し、概要について市民の皆さんにお知らせするとともに、広く意見募集を行なう。

(1) 意見募集期間

令和4年1月14日（金）から2月14日（月）まで

(2) 実施場所

倉吉市役所本庁舎、倉吉市役所第2庁舎、倉吉市役所関金庁舎、
倉吉市立図書館、各地区コミュニティセンター、倉吉市ホームページ

4 条例制定後の取組（案）

【自治公民館】

- ・役員等が未加入者宅を訪問し、加入促進を実施

【住宅関連事業者】

- ・集合住宅等の入居者に対して、加入促進チラシを配布
- ・市、自治連、宅建協会の三者での加入促進に向けた協定締結

【市】

- ・転入者に対して市民課窓口で加入促進チラシを配布
- ・転入手続きの多い時期（3月中旬～5月中旬頃）に、市民課付近で転入者に対し加入促進を実施
- ・市職員への研修会の実施